

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
4K6Z13B03300、4K6Z13B03310		4L9Z1A01017、4L9Z1C01027					
品名 または 件名							
低軌道通信衛星回線における借上役務							
部品番号 又は 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
現 地							
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和6年8月1日（木）～令和7年3月31日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

提出日時場所：令和6年7月16日（火）11時30分 中央会計隊入札室（E－1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：予定総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

ア 本入札は、初期に係る費用を加えた金額と月額単価に令和6年8月分から令和7年3月分までの8箇月の月数を乗じた通信料の合計「予定総額」により行う。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書については別添を使用すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額の多寡にかかわらず契約書を作成し提出すること。

契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する特約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」

「精算要領に関する特約条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。

イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）まで担当者必着分を有効とする。

エ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール、FAX可）

カ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所

別途執行日時を示して後日執行する。

キ その他の項目については別紙による。

ク 不明事項等の問い合わせ先

(ア) 入札に関する事項

中央会計隊契約科第3班 岡村 (TEL:03-3268-3111 内線47557)

(FAX:03-5269-5135 (直通))

(イ) 仕様書に関する事項

陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部 八重尾 (TEL:03-3268-3111 内線41478)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

精算要領に関する特約条項

(目 的)

第1条 本特約条項は、低軌道通信衛星回線における借上役務に伴い発生する通信料について規定する。

(契約金額)

第2条 通信料金については、実費精算とし請求に基づき確定するものとする。

2 基本料金は1ヶ月あたり 〇〇円（税抜）とする。

(代金の請求)

第3条 乙は、請求の都度、適法な支払請求書にその料金が適正な料金であることを証明できる書類を添付し提出するものとする。

調達要求番号： 4L9Z1A01017、4L9Z1C01027

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
低軌道通信衛星回線における借上役務	陸幕指通-C-000078	
	承 認	年 月 日
	作 成	令和 6年 6月 21日
	変 更	年 月 日
作成部隊等名		陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が使用する低軌道衛星通信回線における借上役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次による他、GLT-CG-C000001による。

1.2.1 通信機材

低軌道衛星との通信を可能とする機材。空中線、電源部、ルータの3点で構成

1.2.2 地上局

通信機材からインターネットや閉域ネットワークへ通信を行う際に、低軌道衛星の次に経由する地上設備

1.2.3 通信回線

通信機材から低軌道衛星、地上局を介し、インターネットや閉域ネットワークへ接続を可能とする通信回線

1.2.4 カスタマーコンソール

通信回線の利用状況をWEBブラウザ上で確認することが出来るサービス

1.3 引用文書

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GS-C216670 携帯衛星通信装置 GPBY-B2

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部実施について（通知）〔装プ武第188号（31.1.9）〕

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔防防調第4608号（19.4.27）〕

2. 期間等

2.1 運用期間

令和6年8月1日（木）～令和7年3月31日（月）

3. 通信回線に関する要求

3.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 借上通信回線（周辺機器含む）は”情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び”情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部実施について（通知）”に基づき、借上通信回線（周辺機器含む）のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋め込み、情報の窃取、不正機能の組み込みなどが行われるリスクへの対策などを行うものとする。また、この契約の相手方は設置後に官側から指示があった場合には、速やかに対象製品等の製造元などに関する資料を提出しなければならない。
- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.1による。

3.2 通信回線の要求事項

契約の相手方は、以下の要求基準を満たす通信回線を提供するものとする。

- a) 低軌道通信衛星及び地上局を介して、インターネット、閉域ネットワーク等に接続を可能とし、大容量・低遅延のIPデータ通信（音声、データ、画像、映像の伝送）ができること。
- b) 通信回線の要求基準は、次による。
 - 1) 最大伝送速度 下り40Mbps以上、上り8Mbps以上、
 - 2) 通信帯域 ベストエフォート
 - 3) 通信機材と低軌道衛星との間の通信はKuバンド帯、低軌道衛星と地上局との間の通信はKaバンド帯を用いて通信することを可能とする。
 - 4) 1名で運搬・開設・撤収が可能とし、陸上においては開設箇所を任意で変更しても通信を可能とする。
 - 5) 本事業で導入を行う通信回線間でのやり取りを行う際、IPsecによるVPNの構成が可能とする。
 - 6) 必要回線数及び、使用データ量については表1による。

表1-必要回線数及び、使用データ量

借上回線	回線数	月額使用データ量
低軌道衛星通信回線	88回線	50GB

- c) 国内又は国外での提供実績があり、防衛省が保有する秘匿装置を介した通信が可能であることを必要に応じて証明（実績資料等の提出または提示）ができること。
- d) 電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業の登録を受け、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介するなどの電気通信役務を提供する事業の実績を有し、災害対策基本法第2条第5号に基づき内閣総理大臣が指定する指定公共機関であること。

e) カスタマーコンソール

カスタマーコンソールの要求基準は、次による。

- 1) WEB 上で当月と先月分のデータ使用量が確認できること。
- 2) 回線番号と、回線が紐づいている通信器材のシリアル番号が一覧で表示されていること。
- 3) 有事の際のトラフィック増に備え、従量データプランの ON/OFF が実施できること。
- 4) 月間高速データ利用量が、事前に設定したしきい値を超えた場合、メールにてアラート通知を行える機能を具備すること。

3.3 保 守

- a) 24時間365日の障害対応受付を行うこと。
- b) 通信機材に故障があった際には代用端末での先出しセンドバック対応とする。ただし官側の過失による故障や自然災害における故障を除く。

3.4 品質保証

検査は、契約担当官等の定める検査実施要領による。

4. その他の指示

4.1 秘密保全

- a) 契約の相手方は、本役務に係る物件、文書等で「注意」又は「部内限り」に指定されたものの取扱いは「取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）」により、その扱いには万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項及び各種申請内容について、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。本役務履行後も同様とする。

4.2 契約の履行体制

契約の相手方は、契約履行に当たり次の体制を確保しなければならない。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保する。
- b) 業務従事者が、この契約の履行で要求する特定の経験、資格、業績などをもつ。
- c) 業務事業者が、前項のほか履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学、文化的背景（国籍等）をもつ。

- 4.3 立入禁止場所への立入り 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、立入禁止場所への立入りが必要な場合には事前に官側へ申請を行い、許可を得るものとする。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行にあたり、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力、水等の使用
- b) 現地における本契約の履行に必要な、官有器材及び施設等の利用
- c) その他、官側が必要と認めた事項

4.5. 無償貸付

契約の相手方は、官側より情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）[運情第9249号（19. 9. 20）]の無償貸付を受け、官側との調整の上で技術的な基準を満たすものとする。

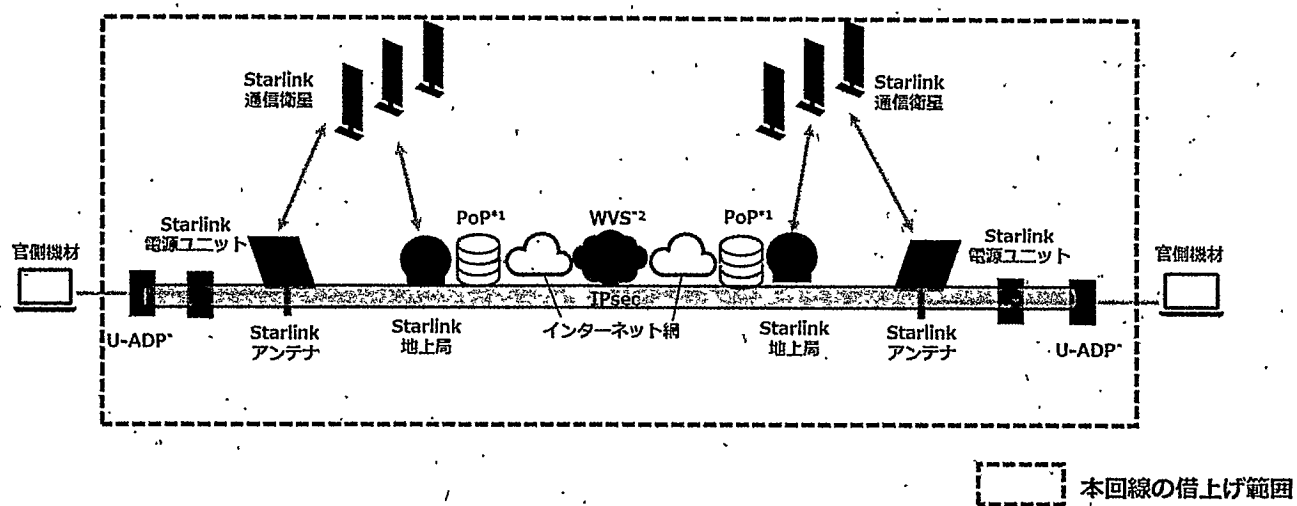
4.6. 不具合等の処理

本役務の履行にあたり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.7. 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

・表1 本回線の構成



情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期
(第6条関係)

番号	名 称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	チェックボックス
1	管理手順及び品質保証体制 (意図しない変更及び情報の 窃取等の保証)	第1条 第2項	防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が 行われないことを保証するための具体的な管 理手順その他の品質保証体制を証明する書面 (品質管理体制の責任者及び品質保証の各担 当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体 制図を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	○
2	不正発見時の追跡調査及び立 入検査等の手順及び体制 (原 因調査及び排除)	第1条 第3項	防衛省の意図しない変更が行われるなど不 正が見つかったときに、追跡調査や立入検査 等、防衛省と連携して原因を調査し、排除す るための手順及び体制 (防衛省の情報システ ムの運用・保守業務を行う契約にあっては、 当該運用・保守業務において乙及び再委託先 が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応 じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制 を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	○
3	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避する ための試験実施要領	第1条 第6項	乙が納入する製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避するための試験実施 要領が記載された書面	試験実施前まで	○
4	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第1条 第7項	再委託の相手方の商号又は名称及び住所並 びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性 について記載した書面	主たる契約条項の定めに よる。	○
5	委託業務従事者届出書	第2条 第1項	乙の資本関係等、作業従事者の氏名等及び 情報システムに関する代表的な契約実績が記 載された書面	委託先において業務を行 う前まで	×
6	委託業務従事者届出書 (変 更)	第2条 第2項	乙が本契約の履行に従事する従業員を変更 する場合の届出	従業員を変更する前まで	×
7	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第2条 第3項	再委託先の資本関係等、作業従事者の氏名 等及び情報システムに関する代表的な契約実 績が記載された書面	再委託先において、 業務を行う前まで	×
8	再委託業務に従事させる場合 の届出書 (変更)	第2条 第4項	乙が再委託先を変更する場合又は再委託先 が再委託業務に従事する従業員を変更する場 合の届出	再委託先又は再委託先が 従事者を変更する前まで	×
9	使用を予定している機器等と Common Criteria (ISO/IEC 15408) の比較表	第4条 第1項	機器等にCommon Criteria (ISO/IEC 15408) レベル4を満たす製品の使用が困難な場合 は、使用を予定している機器等と当該基準の 比較表	当該製品を使用する前ま で	○
10	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避する ための試験実施要領	第4条 第3項	再委託先が納入する製品に対して意図しな い変更が行われるリスクを回避するための試 験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	×
11	製造工程の履歴を記録する管 理体制	第4条 第6項	機器等の調達におけるトレーサビリティを 確保するため、乙の製造する機器等について 製造工程の履歴を記録する管理体制を証明す る書類	契約の締結後遅滞なく (再委託する場合) 再委託先において、 業務を行う前まで	×
12	トレーサビリティ情報 (機器 等を構成する主要部品)	第4条 第6項	機器等を構成する主要部品について製造事 業者、製造事業者の国籍、製造国に関するト レーサビリティ情報が記載された書面	甲から求めがあった場合 は速やかに	×
13	作業従事者名簿届出書 (追 加)	第5条 第2項	納入先部隊等での作業を実施する場合の作業 従事者名簿	納入先部隊等での作業開 始前	×
14	作業従事者管理報告書	第5条 第3項	作業従事者管理報告書	納入先部隊等での作業開 始前	×

入 札 書

件 名： 低軌道通信衛星回線における借上役務

入 札 金 額： 〃 (税抜) (予定総額)

【内 訳】

区 分	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
初期費用	式	1			
基本料金	月	8			
合 計					
納入場所	現地		入札（契約）保証金		免 除
納 期	令和6年8月1日～令和7年3月31日				

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年 7月 16日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊、

契約科長 宮内 修嗣、殿

住 所

会 社 名

代表者名

委任状

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者